

作成日 令和6年12月23日

令和7年度 施行

学校給食用食器・食缶洗淨業務委託

(教育推進課 給食係)

公示用

学校給食用食器・食缶等洗浄業務委託仕様書

1. 勤務場所 芽室町学校給食センター（芽室町東7条南3丁目1番地）

2. 委託業務内容及び方法

（1）勤務時間

①勤務時間は、休日及び勤務を要しない日を除き、次のとおりとする。

・月曜日から金曜日の、13時から15時45分まで

（2）業務内容

①食器、食缶等のコンテナからの積み降ろし。

②食器の洗浄機への積み込み。

③食器、食缶等の洗浄。

④洗浄室、洗浄機、器具等の清掃。

3. 検便検査

（1）赤痢菌、サルモネラ、0-157検査

月2回の検査（赤痢菌、サルモネラ、0-157）の検査を実施すること。

（2）ノロウイルス検査

10月から3月までの期間は月1回のノロウイルス検査を実施すること。

（3）検査成績一覧表の提出

検査の都度、検査成績一覧表の写しを教育推進課給食係に提出すること。